

仙台市公民館運営審議会について

仙台市は、仙台市市民センター条例第1条により、社会教育法第24条に基づく公民館として市民センターを設置している。

仙台市公民館運営審議会は、社会教育法第29条第1項に「公民館に公民館運営審議会を置くことができる。」と規定されており、これに基づき仙台市市民センター条例第13条及び仙台市市民センター条例施行規則第9条～第12条を定めている。

○審議会の職務（仙台市市民センター条例施行規則第9条第1項）

審議会は、次に掲げる事務を所掌します。

- ① 生涯学習支援センター長から諮問のあったことについて、審議すること
- ② センターにおける各種の事業について、調査研究すること
- ③ センターにおける各種の事業について、評価すること
- ④ その他審議会が必要と認める事項について、審議等を行うこと

○これまでの答申及び審議のテーマについて

平成27年10月	意見	震災を踏まえた今後の市民センター事業のあり方等について
平成29年10月	報告	仙台市市民センター事業評価に関する意見について
令和元年7月	答申	仙台市市民センターの施設理念と運営方針の見直し（第二次）のあり方について
令和2年11月	意見	今後の市民センター事業に関する意見について
令和3年10月	報告	仙台市市民センター事業（子ども参画型社会創造支援事業）調査研究報告書
令和5年8月	答申	住民参画型学習事業の成果の確認と今後の展開について
令和7年7月	提言	「仙台市市民センターの施設理念と運営方針」の第三次見直しのあり方について